

【市外業者】

平成30年度以降の「解体工事」に関する入札参加資格審査の取扱い

対象	区分	入札参加資格審査の申請	
		H30.31年度登録 (H29.12月受付)	H32・33年度登録 (H31.12月受付)
経過措置適用者	建設業許可	「とび・土工工事業」許可で申請可	「解体工事業」許可が必要
	経営事項審査	「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」 ※経過措置表示のない経審の場合は「とび・土工・コンクリート」	「解体」
上記以外	建設業許可	「解体工事業」許可が必要	
	経営事項審査	「解体」	

※経過措置適用者で平成31年6月1日以降も「解体工事」での登録を希望する業者は、平成31年度の追加申請時期(平成30年12月)までに「解体工事業」の建設業許可を取得し、「解体工事業」の経営事項審査を受けたうえで、登録業種の変更を追加申請期間(平成30.12.3~12.20)に出来るものとします。